

富山大学研究推進機構研究推進技術本部内規

令和7年3月26日制定

(趣旨)

第1条 この内規は、富山大学研究推進機構規則（以下「機構規則」という。）第4条の2第3項の規定に基づき、富山大学研究推進機構研究推進技術本部（以下「技術本部」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 技術本部は、富山大学（以下「本学」という。）技術職員の高度で専門的な知識・技術を活用し、全学的な観点から教育・研究・社会貢献活動の支援を行うことを目的とする。

(部門)

第3条 機構規則第4条の2第2項に規定する業務を行うため、技術本部に次の部門を置く。

- (1) 理工学部門
- (2) 研究基盤部門
- (3) 機器分析部門
- (4) 医学部門

2 機構規則第8条第9号の職員は、前項のいずれかの部門に所属する。

(部門長)

第4条 各部門に部門長を置く。

- 2 部門長は、統括技術長及び副統括技術長の命を受け、部門における管理業務の一部を担う。
- 3 部門長の任期は3年とし、再任を妨げない。
- 4 部門長の選考方法については、別に定める。

(研究推進技術本部運営会議)

第5条 技術本部に、研究推進技術本部運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

(審議事項)

第6条 運営会議は、機構規則第4条の2第2項に掲げる事項のうち重要なもの、同規則第19条第2項により委任を受けた事項及び技術本部の運営に係る事項を審議する。

(組織)

第7条 運営会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 技術本部長
- (2) 技術副本部長
- (3) 統括技術長
- (4) 副統括技術長
- (5) 部門長
- (6) その他本部長が必要と認めた者

(議長)

第 10 条 技術本部長は、運営会議を招集し、その議長となる。

2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第 11 条 運営会議は、構成員の過半数が出席しなければ開会できない。

2 議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(意見の聴取)

第 12 条 運営会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第 13 条 技術本部に関する事務は、五福高岡地区事務部理工系総務課及び杉谷地区事務部総務課の協力を得て、研究推進部研究振興課において処理する。

(雑則)

第 14 条 この内規の定めるもののほか、技術本部に関して必要な事項は、技術本部長が別に定める。

附 則

この内規は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。